

世田谷区告示第506号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定による指定特定相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

令和8年7月1日

世田谷区長 保 坂 展 人

- | | | |
|---|------------|--------------------------------|
| 1 | 事業者の名称 | 株式会社Sunflower |
| 2 | 主たる事務所の所在地 | 東京都世田谷区南烏山四丁目3番8号マノアール世田谷105号室 |
| 3 | 事業所の名称 | オレンジケア相談室 |
| 4 | 事業所の所在地 | 東京都世田谷区南烏山四丁目3番8号マノアール世田谷105号室 |
| 5 | 事業所番号 | 1331203826 |
| 6 | 事業の種類 | 特定相談支援事業 |
| 7 | 事業の主たる対象者 | 特定なし |
| 8 | 廃止の年月日 | 令和8年6月30日 |